

船舶事故等調査報告書

平成24年3月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011仙第16号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年2月6日 05時45分ごろ	
発生場所	新潟県長岡市寺泊港 寺泊港第一防波堤灯台から真方位058°600m付近 (概位 北緯37°39.1' 東経138°45.7')	
事故等調査の経過	平成23年2月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 ^{かすが} 春日丸、9.7トン	
船舶番号、船舶所有者等	NG2-2157（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	船首部船底に破口	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、霧のために視界が制限された状況下、操業のために寺泊港を出港した。</p> <p>船長は、港内の灯台の灯りが見えていたので、レーダーを見なくても航行できるものと思ってレーダーを調整せず、灯台の灯りを見ながら港口に至り、船位を確認しないまま漁場に向けて右転し、約4ノットの速力で北東進中、平成23年2月6日05時45分ごろ寺泊港護岸用防波堤に設置された消波ブロックに乗り揚げた。</p> <p>本船は、自力で帰港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 霧、風向 東、風力 2、視程 約50m</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、霧により視界が制限された状況下、寺泊港を出航中、船長が、灯台の灯光を目視して航行し、船位の確認を適切に行わなかったことから、防波堤に設置された消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、霧により視界が制限された状況下、本船が、寺泊港を出航中、船長が船位の確認を適切に行わなかったため、防波堤に設置された消波ブロックに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視界が制限された状況で航行する際には、レーダーやGPSを活用して船位を確認すること。 	